

令和5年度第2回 徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和5年8月4日(木) 午前9時00分～午前11時30分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 撫養委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 山本委員

(使側委員)五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 徳島県最低賃金額改正について、審議が行われた。

各委員の主張は下記のとおりである。

労働者代表委員

連合全体の春季賃上げ結果では3.58%で10,560円のアップであり、177時間で割ると60円であるから、プラス60円を提示する。最低でもプラス45円の900円を目指して審議したい。

使用者代表委員

最初に賃金改定調査の第4表①の2.0%のプラス18円を提示する。また、第4表③を参考にすれば、2.4%のプラス21円が中小企業の限界である。しかしながら、物価上昇を考慮して、中央最低賃金審議会の目安答申で示された消費者物価指数の平均4.3%を徳島市で計算すると3.2%、プラス28円になる。これら検討したが、徳島では目安額の40円を是とする根拠はない。一方で、目安額を尊重し、プラス40円までの譲歩はできるが、これを超える理由を見出すことができない。

(2) 審議を継続し、次回第3回専門部会を8月7日(月)午後1時から開催する。